令和8(2026)年10月

「障害福祉のしおり（令和７年１０月発行）」の記載内容の変更について

令和８年度の事業実施等に伴い、次のとおり記載内容が変わります。

頁	変更内容	
	＜変更後＞	＜変更前＞
12	区内の相談窓口への追加 医療的ケア児等専門相談窓口（区役所3階） ☎３２２８－２７７７ FAX３２２８－５６６２ E-mail:hattatsushien@city.tokyo-nakano.jg.jp 〒１６４－８５０１　中野区中野４－１１－１９ ●業務内容 医療的ケアが必要なお子さんとご家族が、地域で安心して生活ができるよう、区内在住の医療的ケアが必要なお子さん等とそのご家族、その他の関係者を対象に、日常生活や保育・教育・福祉サービスの利用、関係機関との連携などに関するご相談をお受けします。ご相談内容を伺い、関係部署や関係機関と連携しながら支援につなげます。 ◇受付時間：月曜日～金曜日　午前８時３０分～午後５時	
12	SNS相談　なかのいっしょmiline（みらいん） ☎３２２８－２７７７ FAX３２２８－５６６２ E-mail:hattatsushien@city.tokyo-nakano.jg.jp ●業務内容 区内在住の医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族を対象に、日々の医療的ケアや子育ての中で「少し聞いてみたいことがある」「誰かに話を聞いてほしい」と感じることについて、時間や場所を問わず専門相談員にご相談いただけます。ご相談の内容に応じて、必要な支援や情報につなげます。 利用には「LINE」への会員登録が必要です。 登録方法は、上記連絡先までお問合せください。 ◇相談受付時間：月曜から金曜　午前９時から午後６時に専門相談員がお返事します。（メッセージは土日祝日を含む、24時間受け付けています。時間外のメッセージは次の営業日に返信します。）	
13	障害者地域自立生活支援センター（つむぎ） E-mail：tsumug5f@gmail.com ※メールアドレス変更	障害者地域自立生活支援センター（つむぎ） E-mail：tsumugi@axel.ocn.ne.jp
26	【訓練等給付】 事業所追加 ●②就労選択支援 中野区障害者就労支援センター指定就労選択支援室 リニエワークステーション中野	 ●②就労選択支援 中野区障害者就労支援センター指定就労選択支援室

頁	変更内容	
	＜変更後＞	＜変更前＞
31	（２）障害者福祉手当・第２種手当（区制度） ■手当額および支払月 月額7,750円　４月、８月、12月支払い（前月までの４か月分を支払い） ~~※ただし、毎年８月１日時点で満65歳の方は、それ以降月額2,500円~~	（２）障害者福祉手当・第２種手当（区制度） ■手当額および支払月 月額5,000円　４月、８月、12月支払い（前月までの４か月分を支払い） ※ただし、毎年８月１日時点で満65歳の方は、それ以降月額2,500円
31	（３）難病患者福祉手当（区制度） ■手当額および支払月 月額15,500円 ４月、８月、12月支払い（前月までの４か月分を支払い）	（３）難病患者福祉手当（区制度） ■手当額および支払月 月額10,000円 ４月、８月、12月支払い（前月までの４か月分を支払い）
32	（５）特別障害者手当（国制度） ■手当額および支払月 月額30,450円（令和８年度）　２月、５月、８月、11月支払い（前月までの３か月分を支払い）	（５）特別障害者手当（国制度） ■手当額および支払月 月額29,590円（令和７年度）　２月、５月、８月、11月支払い（前月までの３か月分を支払い）
33	（６）障害児福祉手当（国制度） ■手当額および支払月 月額16,560円（令和８年度）　２月、５月、８月、11月支払い（前月までの３か月分を支払い）	（６）障害児福祉手当（国制度） ■手当額および支払月 月額16,100円（令和７年度）　２月、５月、８月、11月支払い（前月までの３か月分を支払い）
34	（９）特別児童扶養手当（国制度） ■手当額および支払月 令和８年４月時点 1級認定　月額５８，４５０円 2級認定　月額３８，９３０円	（９）特別児童扶養手当（国制度） ■手当額および支払月 令和７年４月時点 1級認定　月額５６，８００円 2級認定　月額３７，８３０円
34	（１０）児童扶養手当（国制度） ■手当額および支払月 令和８年４月時点 全部支給　１人の場合、月額４８，０５０円、２人目以降の加算額、月額１１，３５０円 一部支給　１人の場合、月額４８，０４０円～１１，３４０円 ２人目以降の加算額、月額１１，３４０円～５，６８０円	（１０）児童扶養手当（国制度） ■手当額および支払月 令和７年４月時点 全部支給　１人の場合、月額４６，６９０円、２人目以降の加算額、月額１１，０３０円 一部支給　１人の場合、月額４６，６８０円～１１，０１０円 ２人目以降の加算額、月額１１，０２０円～５，５２０円

<table>
<tr><th>頁</th><th colspan="2">変更内容</th></tr>
<tr><td></td><td>＜変更後＞</td><td>＜変更前＞</td></tr>
<tr><td>35</td><td>
手当の所得制限基準額
令和８年度現在（単位：円）
<table>
<tr><th>所得者
扶養者数
種別</th><th colspan="5">本人の所得限度額</th></tr>
<tr><th></th><th>０人</th><th>１人</th><th>２人</th><th>３人</th><th>４人</th></tr>
<tr><td>特別障害者手当（国）
障害児福祉手当（国）
障害者福祉手当・第１種手当（区）
障害者福祉手当・第２種手当（区）
重度心身障害者手当（都）
難病患者福祉手当</td><td>3,758,000</td><td>4,138,000</td><td>4,518,000</td><td>4,898,000</td><td>5,278,000</td></tr>
</table>
下記の手当については、上記本人所得以外に配偶者・扶養義務者（同一生計か別居でも生計を維持する者）の所得制限もあります。
<table>
<tr><th>所得者
扶養者数
種別</th><th colspan="5">配偶者又は扶養義務者の所得制限</th></tr>
<tr><th></th><th>０人</th><th>１人</th><th>２人</th><th>３人</th><th>４人</th></tr>
<tr><td>特別障害者手当（国）
障害児福祉手当（国）</td><td>6,287,000</td><td>6,536,000</td><td>6,749,000</td><td>6,962,000</td><td>7,175,000</td></tr>
</table>
</td><td>
手当の所得制限基準額
令和７年度現在（単位：円）
<table>
<tr><th>所得者
扶養者数
種別</th><th colspan="5">本人の所得限度額</th></tr>
<tr><th></th><th>０人</th><th>１人</th><th>２人</th><th>３人</th><th>４人</th></tr>
<tr><td>特別障害者手当（国）
障害児福祉手当（国）
障害者福祉手当・第１種手当（区）
障害者福祉手当・第２種手当（区）
重度心身障害者手当（都）
難病患者福祉手当</td><td>3,661,000</td><td>4,041,000</td><td>4,421,000</td><td>4,801,000</td><td>5,181,000</td></tr>
</table>
下記の手当については、上記本人所得以外に配偶者・扶養義務者（同一生計か別居でも生計を維持する者）の所得制限もあります。
<table>
<tr><th>所得者
扶養者数
種別</th><th colspan="5">配偶者又は扶養義務者の所得制限</th></tr>
<tr><th></th><th>０人</th><th>１人</th><th>２人</th><th>３人</th><th>４人</th></tr>
<tr><td>特別障害者手当（国）
障害児福祉手当（国）</td><td>6,287,000</td><td>6,536,000</td><td>6,749,000</td><td>6,962,000</td><td>7,175,000</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>36</td><td>
障害基礎年金

■支給額

令和8年4月から

1級　1,056,125円（昭和31年4月1日以前に生まれた方）
　　1,059,125円（昭和31年4月2日以降に生まれた方）

2級　844,900円（昭和31年4月1日以前に生まれた方）
　　847,300円（昭和31年4月2日以降に生まれた方）

子の加算額1人目、2人目243,800円、3人目以降81,300円
</td><td>

令和7年4月から

1級　1,036,625円（昭和31年4月1日以前に生まれた方）
　　1,039,625円（昭和31年4月2日以降に生まれた方）

2級　829,300円（昭和31年4月1日以前に生まれた方）
　　831,700円（昭和31年4月2日以降に生まれた方）

子の加算額1人目、2人目239,300円、3人目以降79,800円
</td></tr>
<tr><td>37</td><td>
特別障害給付金

■支給額

令和8年4月から　1級　月額　58,650円
2級　月額　46,920円
</td><td>

令和7年4月から　1級　月額　56,850円
2級　月額　45,480円
</td></tr>
<tr><td>38</td><td>
年金生活者支援給付金

■支給要件

1級年金　7,025円（月額）（令和8年度）

2級年金　5,620円（月額）（令和8年度）
</td><td>
年金生活者支援給付金

■支給要件

1級年金　6,813円（月額）（令和7年度）

2級年金　5,450円（月額）（令和7年度）
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th colspan="2">変更内容</th></tr>
<tr><td></td><td>＜変更後＞</td><td>＜変更前＞</td></tr>
<tr><td>39</td><td>心身障害者医療費助成（マル障）
■所得基準額
<table><tr><td>扶養親族等の人数</td><td>０人</td><td>１人</td><td>２人</td><td>３人</td><td>以下１人増すごとに</td></tr><tr><td>所得限度額</td><td>3,758,000</td><td>4,138,000</td><td>4,518,000</td><td>4,898,000</td><td>３８万円加算</td></tr></table></td><td>心身障害者医療費助成（マル障）
■所得基準額
<table><tr><td>扶養親族等の人数</td><td>０人</td><td>１人</td><td>２人</td><td>３人</td><td>以下１人増すごとに</td></tr><tr><td>所得限度額</td><td>3,661,000</td><td>4,041,000</td><td>4,421,000</td><td>4,801,000</td><td>３８万円加算</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>42</td><td>後期高齢者医療制度

■内容

申請により認定されると対象者に「後期高齢者医療資格確認書」または、「資格情報のお知らせ」を交付します。</td><td>後期高齢者医療制度

■内容

申請により認定されると対象者に後期高齢者医療資格確認書を交付します。</td></tr>
<tr><td>51</td><td>ほほえみサービス事業

■対象
区内在住で、高齢や障害、病気や産前・産後など何らかの事情により家事や趣味活動の手伝いなど</td><td>ほほえみサービス事業

■対象
区内在住で、高齢や障害、病気や産前・産後など何らかの事情により家事や身の回りの世話など</td></tr>
<tr><td>53</td><td>【入浴サービス】

（９）電話番号変更

■問合せ

障害者施設係（区役所３階）

☎３２２８－８７１５</td><td>

■問合せ

障害者施設係（区役所３階）

☎３２２８－８０６６</td></tr>
<tr><td>53</td><td>三療サービス（出張サービス）

健幸プラザ等で実施している</td><td>三療サービス（出張サービス）

高齢者会館等で実施している</td></tr>
<tr><td>54</td><td>人工肛門・人工膀胱用装具（ストーマ装具）購入費の助成

本事業は、令和７年度をもって終了しました。</td><td>人工肛門・人工膀胱用装具（ストーマ装具）購入費の助成

■対象
人工肛門・人工膀胱造設術受術者。ただし、日常生活用具のストーマ装具給付券を受給している方、生活保護を受けている方は除きます。
■内容
①受術者に対する助成額 月額 人工肛門は8,858円・人工膀胱は11,639円を限度額とします。
②装具購入費の助成期間は、申請のあった日の属する月から３か月を限度とした、日常生活用具のストーマ装具の給付対象となる前の月まで。
■手続に必要なもの
①身体障害者手帳の診断書の写し　②本人の銀行口座の分かるもの
③装具購入の際の納品書・領収書</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>頁</th><th colspan="2">変更内容</th></tr>
<tr><td></td><td>＜変更後＞</td><td>＜変更前＞</td></tr>
<tr><td>57</td><td>苦情相談事業

■問合せ

〇介護保険サービスについて

※なお、介護保険・障害福祉サービスについての相談・苦情は下記でも受け付けています

※福祉オンブズマン、民間福祉サービス紛争調停制度については、109ページをご覧ください。</td><td>苦情相談事業

■問合せ

〇介護保険サービスについて

※なお、介護保険・障害福祉サービスについての相談・苦情は下記でも行っています

※福祉オンブズマン、民間福祉サービス紛争調停制度については、108ページをご覧ください。</td></tr>
<tr><td>57</td><td>ボランティア相談

■内容
障害のある方の外出の付き添いや、話し相手などのボランティア募集の相談を受けます。

■問合せ
中野区社会福祉協議会　中野ボランティアセンター
社会福祉会館（スマイルなかの）３階
☎５３８０－０２５４</td><td>外出の支援等ボランティア

■内容
障害のある方の外出の付き添いや、話し相手などの相談に対してボランティアを紹介しています。

■問合せ
中野区社会福祉協議会　中野ボランティアセンター
社会福祉会館（スマイルなかの）３階
☎５３８０－０２５５</td></tr>
<tr><td>59</td><td>・「声のなかの区報」の配布

■問合せ　広聴・広報課　広報係

・点字版「なかの区報」の配付

■問合せ　広聴・広報課　広報係</td><td>・「声のなかの区報」の配布

■問合せ　広聴・広報課　広聴係

・点字版「なかの区報」の配付

■問合せ　広聴・広報課　広聴係</td></tr>
<tr><td>60</td><td>削除（事業終了のため）</td><td>「声のないせす」の配付</td></tr>
<tr><td>82
83</td><td>自動車税・軽自動車税の減免

■対象
表の一部を差し替え

<table><tr><th>障害の区分</th><th>身体障害者手帳</th><th>戦傷病者手帳※１</th></tr><tr><td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>１級～４級
（軽自動車税）
１級～３級
（自動車税）</td><td>―</td></tr></table>
※１　減免対象となる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。（自動車税）

■内容

＜自動車税の減免上限額＞

~~＜軽自動車税環境性能割及び自動車税環境性能割の減免上限額＞~~

~~課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額~~（削除）

（３）（前略）（軽自動車税のみ）

※自動車税の減免をすでに受けている方には、（後略）

※軽自動車税の減免を受けている方へ、（後略）</td><td>自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免
■対象

※１　減免対象となる障害の程度については、東京都自動車税コールセンターにお問い合わせください。（軽自動車税種別割以外）

■内容

＜自動車税種別割の減免上限額＞

＜軽自動車税環境性能割及び自動車税環境性能割の減免上限額＞

課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額

（３）（前略）（軽自動車税種別割のみ）

※自動車税種別割の減免をすでに受けている方には、（後略）
※軽自動車税種別割の減免を受けている方へ、（後略）</td></tr>
</table>

頁	変更内容	
	＜変更後＞	＜変更前＞
	■提出先等 表の差し替え （↓下に貼付しています） ~~※軽自動車税環境性能割は区市長村税ですが、当分の間は都道府県が賦課徴収を行います。~~（削除）	■提出先等 ※軽自動車税環境性能割は区市長村税ですが、当分の間は都道府県が賦課徴収を行います。

（変更後の表）

	軽自動車税	自動車税
対象車両	原動機付自転車、ミニカー、二輪の小型自動車、軽二輪車、軽自動車	普通自動車、小型自動車（二輪を除く） 構造上障害者の利用専用の装置等を 備えた自動車。「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」等、８ナンバーの特種用途自動車（営業用含む）
申請に必要なもの	・減免申請書 ※内容⑴～⑶の場合 ・運転する方の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証） ・手帳等〔身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）、戦傷病者手帳〕 ★ 自動車税の場合、以下のものも必要です 生計を同じくする方が所有又は取得している場合 ・所有者又は取得者の方の住所が確認できる公的証明書（運転免許証、住民票等） ・生計を同じくする方が近隣にお住まいの親族の場合、「親族であること」が確認できる書類（戸籍謄本等） ・生計を同じくする方が近隣にお住まいのパートナーシップ関係にある方の場合、「パートナーシップ関係にあること」が確認できる書類（東京都パーナーシップ宣誓制度受理証明書等） ★軽自動車税の場合、以下のものも必要です ・自動車検査証（車検証）、標識交付証明書、軽自動車届出済証のうち、いずれか１つ ・納税通知書 ・ 所有者並びに運転する方が障害のある方と同一生計にあることを証明する書類（健康保険証等。ただし、中野区内同一世帯の場合必要ありません。） ※内容⑷の場合 ・自動車検査証（車検証） その他の詳細について、下記の提出・問合せ先にそれぞれご確認ください。	
申請期間	毎年納税通知書発送日（５月上旬）から納期限まで	前年度より継続所有している場合は、4月1日から5月31日まで（事前受付可） 年度途中で新規登録により取得 した場合、登録（取得）の日から１カ月以内※新車、中古車は問わない
提出・問合せ先	中野区 税務課　税務管理係 諸税担当（区役所２階11番） ☎3228-8908　FAX3228-5456	中野都税事務所（他の都税事務所可） 〒164-0001 中野区中野4-6-15 ☎3386-1111 FAX3385-5623 東京都自動車税コールセンター ☎3525-4066

85	タイムズ中野区役所駐車場の利用料金の割引 ■問合せ 総務課　庁舎管理係（区役所９階）	タイムズ中野区役所駐車場の利用料金の割引 ■問合せ 総務課　庁舎管理係（区役所８階）
85	自転車駐車場定期利用料・登録手数料の免除 ■問合せ 道路管理課　自転車対策係	自転車駐車場定期利用料・登録手数料の免除 ■問合せ 交通政策課　自転車対策係
90	保育園への入園 また、区立保育園では医療的ケアが必要で集団保育が可能なお子様の受入れを行っています。（４園で実施。各園２名、各クラスには１名）	保育園への入園 また、区立保育園では医療的ケアが必要で集団保育が可能なお子様の受入れを行っています。（３園で定員各１名※２０２６年４月より各園定員２名となります。）

頁	変更内容	
	＜変更後＞	＜変更前＞
90	障害のあるお子さんの学童クラブ利用 ■問合せ 育成活動推進課　学童クラブ事業係（区役所７階） 3228-8884	障害のあるお子さんの学童クラブ利用 ■問合せ 育成活動推進課　学童クラブ事業係（区役所７階） 3228-8934
91	第七中学校 学級名　Ｅ組 所在地　上高田5－35－3 ※第七中学校は建替えのため仮校舎へ移転しています。	第七中学校 学級名　Ｄ組 所在地　江古田2－9－11 ※第七中学校は令和8年4月に建替えのため仮校舎へ移転します。
93	障害者文化スポーツ事業 ■対　　象　　者 ①愛の手帳を所持する小学生以上の方 ②身体障害者手帳を所持する中学生以上の方 ■内　　容 日時：日曜日　年間108回　午前9時15分～午後6時までの間で2時間程度 会場：　中部・南部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ、中部・南部すこやか福祉センター、中野区立総合体育館 定員：各回25人 内容：　軽体操、音楽、ダンス、ゲーム、文化活動など、仲間とともに体験できるプログラムを実施します。 ■申請に必要なもの 参加申込書、愛の手帳または身体障害者手帳、本人確認書類	障害者文化スポーツ事業 ■対　　象　　者 ①愛の手帳または身体障害者手帳を所持する小学生以上の区内在住者・在勤者 ②身体障害者手帳を所持する18歳以上の区内在住者・在勤者 ■内　　容 日時：日曜日　年間120回　午前9時30分～午後6時までの間で2時間程度 会場：　中部・南部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ、中部・南部すこやか福祉センター、中野区立総合体育館 定員：各回25人（各月2回まで申し込み可） 内容：　軽体操、音楽、ダンス、ゲーム、文化活動など、仲間とともに体験できるプログラムを実施します。 ■申請に必要なもの 参加申込書、愛の手帳または身体障害者手帳、本人確認書類、在勤の方は在勤証明書
106	障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」 E-mail：tsumug5f@gmail.com ※メールアドレス変更	障害者地域自立生活支援センター「つむぎ」 E-mail：tsumugi@axel.ocn.ne.jp
107	中野区社会福祉協議会 内容　　会員募集、寄付相談、歳末たすけあい、 　　会議室受付 休業日　日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 開業時間　午前９時～午後５時 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　soumu@nakanoshakyo.com HPｱﾄﾞﾚｽ　http://www.nakanoshakyo.com ※項目のずれを修正	中野区社会福祉協議会 内容　　会員募集、寄付相談、歳末たすけあい、 休業日　会議室受付 開業時間　日曜日、祝日、第三月曜日、年末年始 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　午前９時～午後５時 HPｱﾄﾞﾚｽ　soumu@nakanoshakyo.com 　　http://www.nakanoshakyo.com
107	ほほえみサービス事業 ■内容 会員制有料在宅福祉サービスです。日常生活の家事のお手伝いや趣味のお手伝いを行います。	ほほえみサービス事業 ■内容 会員制有料在宅福祉サービス。家事・外出の援助、産前・産後の家事援助など

頁	変更内容	
	＜変更後＞	＜変更前＞
107	３階 ※ファミリーサポートは３階になりました 中野区ファミリーサポート事業 FAX５３８０－６０２７ 内容 会員制有料育児援助サービス。①一般援助活動　保育園等の送迎、子どもの預かりなど　②特別援助活動(対象は就労世帯等）病気の子ども預かりなど	４階 中野区ファミリーサポート事業 FAX５３８０－０７５０ 内容 会員制有料育児援助サービス。①一般援助活動　保育園の送迎、子どもの預かりなど　②特別援助活動(対象は就労世帯）病気の子ども預かりなど
107	中野ボランティアセンター ☎５３８０－０２５４ FAX５３８０－６０２７ （削除）	中野ボランティアセンター ☎５３８０－０２５４ FAX５３８０－６０２７ ボランティア相談専用 ☎５３８０－０２５５
107	会議室 申込受付 社会福祉協議会（４階） ※日曜・祝日、第３月曜日、年末年始は受付できません	会議室 申込受付 社会福祉協議会（４階）
114以降	【施設一覧】 ●通所施設（民間） （１）定員変更 ○ワークセンター翔和 自立訓練（生活訓練）　１５人 就労移行支援　１０人 就労継続支援事業（Ｂ型）　３５人 （２）番号変更 ○杉の子大和 FAX　０３－５３２７－８０２１ （３）施設種別追加 ○リニエワークステーション中野 就労選択支援　１０人	○ワークセンター翔和 自立訓練（生活訓練）　３５人 就労移行支援　１５人 就労継続支援事業（Ｂ型）　２５人 ○杉の子大和 FAX　０３－３３３６－６２９４ ○リニエワークステーション中野

頁	変更内容	
	＜変更後＞	＜変更前＞
114以降	●短期入所施設（ショートステイ） （４）番号変更 ○ショートステイやまと FAX　０３－５３２７－８０２１ ●グループホーム （５）名称変更 ○知的№１３ かりん（**あさひ**） （６）名称変更（事業譲渡）・法人連絡先変更・法人番号変更・法人FAX変更 ○知的№２７ 名称：マイトリー荻窪（マイトリー上鷺宮） 法人連絡先：株式会社マイトリー 法人番号：０８０－３４３４－１１０２ 法人FAX：（削除）	○ショートステイやまと FAX　０３－３３３６－６２９４ ○知的№１３ かりん（カクタス野方） ○知的№２７ 名称：セレクトホーム（セレクトホーム上鷺宮） 法人連絡先：株式会社エアサポ 法人番号：６６８９－２０００ 法人FAX：６６８９－２００１
114以降	○精神№５ 名称：ユーカリの家　江古田 法人連絡先：コアランシール株式会社 法人番号：０４８－６０６－４５５８ 法人FAX：０５０－３１４６－７６０６ ○精神№１３～１５ 法人番号：０５０－１８０８－４２０４ 法人FAX：（削除）	○精神№５ 名称：アパルフェ（ガーデンスクエア） 法人連絡先：株式会社MARS 法人番号：３９５９－２２４７ 法人FAX：３９５９－２２４７ 法人番号：０５０－５３７３－３２３８ 法人FAX：４３３３－７９９８
114以降	（７）新規追加 ○知的№３０ 名称：かりん（もみじ） 法人連絡先：社会福祉法人愛成会 法人番号：３３８７－００８２ 法人FAX：３３８７－０８２０ 項：２７・９６ ○知的№３１ 名称：ユニバーサルビーイング（ユニバーサルビーイング上鷺宮） 法人連絡先：合同会社Ｕｎｉｖｅｒｓａｌ　Ｂｅｉｎｇ 法人番号：６７６１－３５８０ 法人FAX：６７６１－３５８０ 項：２７・９６	

頁	変更内容	
	＜変更後＞	＜変更前＞
114 以 降	○精神№２２ 名称：ＰＬＡＣＥ（ＰＬＡＣＥ江古田） 法人連絡先：株式会社ｍａ．Ｓｔｙｌｅ 法人番号：０７０－９３６６―９６６０	
117 ～ 118	●障害児通所支援事業所 ■（番号22）uooh!療育ラボ中野野方スタジオの施設種別に「保育所等訪問支援」を追加。 ■（番号23）TASUC中野坂上教室の施設種別に「児童発達支援」を追加。 ■（番号27）コペルプラス都立家政教室の施設種別に 「保育所等訪問支援」を追加。	
118	■（番号29）ブロッサムジュニア中野沼袋教室を番号48へ移動。 （下記追加分を入れて最後尾） ■表に以下の施設を追加 （番号）42 （名称）放課後等デイサービス Happy Learning （所在地）中野区江古田2-22-4 関東ビル2階 ☎03-5942-6350　FAX03-5942-6356 （施設種別）児童発達支援、放課後等デイサービス （定員）10人 （頁）27 （番号）43 （名称）保育所等訪問支援なごみ （所在地）中野区鷺宮2-18-8 コープ鷺宮店2階 ☎03-6383-3189　FAX03-5942-4177 （施設種別）保育所等訪問支援 （定員）10人 （頁）27 （番号）44 （名称）cocoiro新江古田ルーム （所在地）中野区江古田3-5-8 ☎03-5942-9895　FAX03-5942-9896 （施設種別）児童発達支援、放課後等デイサービス （定員）10人 （頁）27	

頁	変更内容	
	＜変更後＞	＜変更前＞
118	（番号）45 （名称）重症児デイ Otto Pottos （所在地）中野区鷺宮4-31-2 ☎03-4500-0106　FAX03-6630-3404 （施設種別）児童発達支援、放課後等デイサービス （定員）5人 （頁）27 （番号）46 （名称）Liisportsstudio新井薬師前 （所在地）中野区松が丘1-33-15 アリスコートビル1階B ☎070-9398-4495　FAX050-3093-3956 （事業種別）児童発達支援 （定員）10人 （頁）27 （番号）47 （名称）TAKUMI中野新橋 （所在地）中野区弥生町1-43-9 クラシ―中野弥生町1階 ☎03-6300-5089　FAX03-6300-5087 （事業種別）児童発達支援 （定員）10人 （頁）27	
119	●中野区指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所一覧 以下１施設の住所を修正 （番号）22 （名称）なごみ相談支援事業所 （住所）中野区中野３丁目４７番１４号シグマイーストビル 以下１施設を追加 （番号）29 （名称）相談支援事業所ピースフル （住所）東京都中野区新井４丁目８番１０号　宮竹ビル２０５ （電話）070-2383-9759 （FAX）03-6852-0248 （障害者別対象）知的、精神、障害児、難病 （営業時間）月～金　9:00～17:00	（住所）中野区野方１丁目２９番４号竹内ビル１階
128	障害者総合支援法の対象疾病一覧（３７６疾病） 32　HTRA１関連脳小血管病　※	障害者総合支援法の対象疾病一覧（３７６疾病） 32　HTRA１関連脳小血管病　※
129	146 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※) ~~(※)新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合~~	146 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※) (※)新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第X因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合
130	268　脳内鉄沈着神経変性症　※	268　脳内鉄沈着神経変性症　※

頁	変更内容	
	＜変更後＞	＜変更前＞
131	332　マルファン症候群/ロイス・ディーツ 症候群	332　マルファン症候群/ロイス・ディール 症候群
133	さくいん あ～お　7行目 （児童育成手当）育成手当（区制度） P34	さくいん あ～お　7行目 （児童育成手当）育成手当（区制度） P33